No.２０

令和４年（３月）

第１回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第１５号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶務課	1
第１６号	熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	2
第１７号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	3
第１８号	熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	4
第１９号	熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表	教育総務課	6
第２０号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	7
第２１号	熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表	警防課	8
第２２号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	9
第２４号	埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表	安心安全課	２２
第２５号	認定路線調書・位置図	管理課	２３
第２６号	廃止路線調書・位置図	管理課	２６

議案第１５号の参考資料

熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市情報公開条例（平成１７年条例第１０号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（他の制度等との調整） 第１７条　（略） ２　この条例は、前項に規定するもののほか、実施機関が公表し、若しくは提供している行政情報（その写しを含む。）又は図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書等については、適用しない。	（他の制度等との調整） 第１７条　（略） ２　この条例は、前項に規定するもののほか、図書館等の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している図書等については、適用しない。

議案第１６号の参考資料

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１７年条例第３７号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（特別休暇） 第１４条　（略） ２　職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 ⑴～⑬　（略） ⑭　職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年度において５日（当該通院等が体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲内において必要と認める期間 ⑮～㉓　（略）	（特別休暇） 第１４条　（略） ２　職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 ⑴～⑬　（略） ⑭～㉒　（略）

議案第１７号の参考資料

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第３８号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 ㋐・㋑　（略） イ・ウ　（略） （部分休業をすることができない職員） 第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　（略） ⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 ㋐　引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 ㋑・㋒　（略） イ・ウ　（略） （部分休業をすることができない職員） 第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　（略） ⑵　次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） ア　引き続き在職した期間が１年以上である非常勤職員 イ　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

議案第１８号の参考資料

熊谷市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（初任給、昇格、昇給等の基準） 第４条　（略） ２～５　（略） ６　職員の昇給は、規則で定める日に、その者の同日以前における直近の人事評価の結果及び同日前１年間における勤務の状況に応じて、行うものとする。 ７　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する人事評価の結果が良好な職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 ８～１２　（略） （住居手当） 第８条の３　住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１万６，０００円を超える家賃（使用料を含む。次項において同じ。）を支払っている職員（市から宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）に支給する。 ２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定	（初任給、昇格、昇給等の基準） 第４条　（略） ２～５　（略） ６　職員の昇給は、規則で定める日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 ７　前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。 ８～１２　（略） （住居手当） 第８条の３　住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 ⑴　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額１万６，０００円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（市から宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。） ⑵　その所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で主に生計を維持しているもの ２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定

改　正　案	現　行
める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。	める額とする。
⑴　月額２万７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１万６，０００円を控除した額	⑴　前項第１号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額 ア　月額２万７，０００円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から１万６，０００円を控除した額 イ　月額２万７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２万７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１万７，０００円を超えるときは、１万７，０００円）を１万１，０００円に加算した額
⑵　月額２万７，０００円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から２万７，０００円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が１万７，０００円を超えるときは、１万７，０００円）に１万１，０００円を加算した額	⑵　前項第２号に掲げる職員　４，５００円（当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して５年を経過するまでの間は７，０００円）
３　（略）	３　（略）

議案第１９号の参考資料

熊谷市入学準備金貸付条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市入学準備金貸付条例（平成１７年条例第９９号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（保証人） 第４条　保証人は、１人とし、次に掲げる全ての要件を備えた者とする。ただし、当該保証人が死亡し、又は保証の能力を失ったときは、新たに保証人を立てなければならない。 ⑴　（略） ⑵　独立の生計を営み、満１８歳以上であること。 ⑶～⑸　（略）	（保証人） 第４条　保証人は、１人とし、次に掲げる全ての要件を備えた者とする。ただし、当該保証人が死亡し、又は保証の能力を失ったときは、新たに保証人を立てなければならない。 ⑴　（略） ⑵　独立の生計を営み、満２０歳以上であること。 ⑶～⑸　（略）

議案第２０号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（住居手当） 第５条の３　住居手当は、自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、市長の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で市長の定めるもの以外の職員に支給する。	（住居手当） 第５条の３　住居手当は、次に掲げる職員に支給する。 ⑴　自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、市長の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で市長の定めるもの以外の職員 ⑵　その所有に係る住宅（これに準ずるものとして、市長の定めるものを含む。）に居住している職員で主に生計を維持しているもの

議案第２１号の参考資料

熊谷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市消防団員等公務災害補償条例（平成１７年条例第２２６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
第３条　（略） ２　損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。	第３条　（略） ２　損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

議案第２２号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第３条　（略） （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第５条　（略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第６条　第２条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．１を乗じて算定する。 （納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） 第１３条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第２２条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 ２～８　（略） （国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３万円を超える場合には６３万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には１９万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。	（国民健康保険の被保険者に係る所得割額） 第３条　（略） （国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第５条　（略） （国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額） 第６条　第２条第３項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に１００分の２．１を乗じて算定する。 （納税義務の発生、消滅等に伴う賦課） 第１３条　国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第２条第１項の額（第２２条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。 ２～８　（略） （国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３万円を超える場合には６３万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には１９万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。

改　正　案	現　行
⑴　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	⑴　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定す	ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除

改　正　案	現　行
る世帯主を除く。）　１人について　１８，２００円 イ・ウ　（略） ⑵　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１３，０００円 イ・ウ　（略） ⑶　法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，２００円 イ・ウ　（略）	く。）　１人について　１８，２００円 イ・ウ　（略） ⑵　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１３，０００円 イ・ウ　（略） ⑶　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，２００円 イ・ウ　（略）

改　正　案	現　行
２　国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下この項において「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 ⑴　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　３，９００円 イ　前項第２号アに掲げる額を減額した世帯　６，５００円 ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　１０，４００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　１３，０００円 ⑵　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児１人について次に定める額 ア　前項第１号イに掲げる額を減額した世帯　１，８００円 イ　前項第２号イに掲げる額を減額した世帯　３，０００円 ウ　前項第３号イに掲げる額を減額した世帯　４，８００円 エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　６，０００円	
（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第２２条の２　国民健康保険税の納税義	（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例） 第２２条の２　国民健康保険税の納税義

改　正　案	現　行
務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第７０３条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第２３条の２において同じ。）である場合における第３条及び前条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第２２条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、前条第１項第１号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）及び」とする。	務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第７０３条の５の２第２項に規定する特例対象被保険者等をいう。第２３条の２において同じ。）である場合における第３条及び前条の規定の適用については、第３条第１項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第２２条の２に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、前条第１号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第２８条第２項の規定によって計算した金額の１００分の３０に相当する金額によるものとする。次号及び第３号において同じ。）」とする。
附　則	附　則
１～５　（略）	１～５　（略）
（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
６　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２２条第１項の規定の適用については、同条中「法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とある	６　当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額（年齢６５歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第２２条の規定の適用については、同条中「法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第

改　正　案	現　行
のは「法第７０３条の５第１項に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」とする。	７０３条の５に規定する総所得金額（所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第２項第１号の規定によって計算した金額から１５万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」とする。
（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３３条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第２２条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３３条の２第５項の配当所得等を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の２第５項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）
８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３４条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和３２	８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３４条第４項の譲渡所得を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和３２年法律第

改　正　案	現　行
年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第２２条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第３１条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３４条第４項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
９　（略）	９　（略）
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１０　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第２２	１０　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第２２条中「及

改　正　案	現　行
条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２第５項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１１　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第２２条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	１１　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の２の２第５項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１２　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は	１２　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３５条の４第４項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所

改　正　案	現　行
山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第２２条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３５条の４第４項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） １３　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３３条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第２２条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例） １３　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第３３条の３第５項の事業所得又は雑所得を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第２項」とあるのは「法第３１４条の２第２項」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第３３条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） １４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第１２条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第１６条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時	（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） １４　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項に規定する特例適用利子等、同法第１２条第５項に規定する特例適用利子等又は同法第１６条第２項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時

改　正　案	現　行
所得及び雑所得を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第２２条第１項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第２２条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。	所得及び雑所得を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第２項（同法第１２条第５項及び第１６条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第２２条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） １５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第４項	（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例） １５　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第８条第４項に規定する特例適用配当等、同法第１２条第６項に規定する特例適用配当等又は同法第１６条第３項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）第８条第４項（同法

改　正　案	現　行
（同法第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第２２条第１項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第２２条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	第１２条第６項及び第１６条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第２２条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。
（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） １６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第	（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例） １６　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第２項

改　正　案	現　行
２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」と、第２２条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」とする。	中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１０項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）	（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）
１７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条及び第２２条第１項の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」と、第２２条第１項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」とする。	１７　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第３条及び第２２条の規定の適用については、第３条第１項中「及び山林所得金額の合計額から同条第２項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和４４年法律第４６号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第３１４条の２第２項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第２項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」と、第２２条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第３条の２の２第１２項に規定する条約適用配当等の額」とする。
（東日本大震災に係る被災居住用財産	（東日本大震災に係る被災居住用財産

改　正　案	現　行
の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例） １８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第４４条の２第８項及び第９項の規定の適用を受ける場合における附則第８項（附則第９項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第８項中「第３５条第１項」とあるのは「第３５条第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号）第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。 １９　（略）	の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例） １８　世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第４４条の２第４項及び第５項の規定の適用を受ける場合における附則第８項（附則第９項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第８項中「第３５条第１項」とあるのは「第３５条第１項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成２３年法律第２９号）第１１条の６第１項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。 １９　（略）

議案第２４号の参考資料

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約案新旧対照表

埼玉県市町村総合事務組合規約(平成１８年指令市第７４５号)

(下線部分は改正部分)

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>組合市町村</th></tr>
<tr><td>（略）　埼玉県都市ボートレース企業団　（略）</td></tr>
</table>
別表第２（第４条関係）
<table>
<tr><th>共同処理する事務</th><th>組合市町村</th></tr>
<tr><td>第４条第１号に掲げる事務</td><td>（略）　埼玉県都市ボートレース企業団　（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>組合市町村</th></tr>
<tr><td>（略）　埼玉県都市競艇組合　（略）</td></tr>
</table>
別表第２（第４条関係）
<table>
<tr><th>共同処理する事務</th><th>組合市町村</th></tr>
<tr><td>第４条第１号に掲げる事務</td><td>（略）　埼玉県都市競艇組合　（略）</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

議案第　２５　号の参考資料

認定路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　80569　号線	未認定の道路を市道として管理したいため
2	市道　江南7378　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道　江南7379　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため

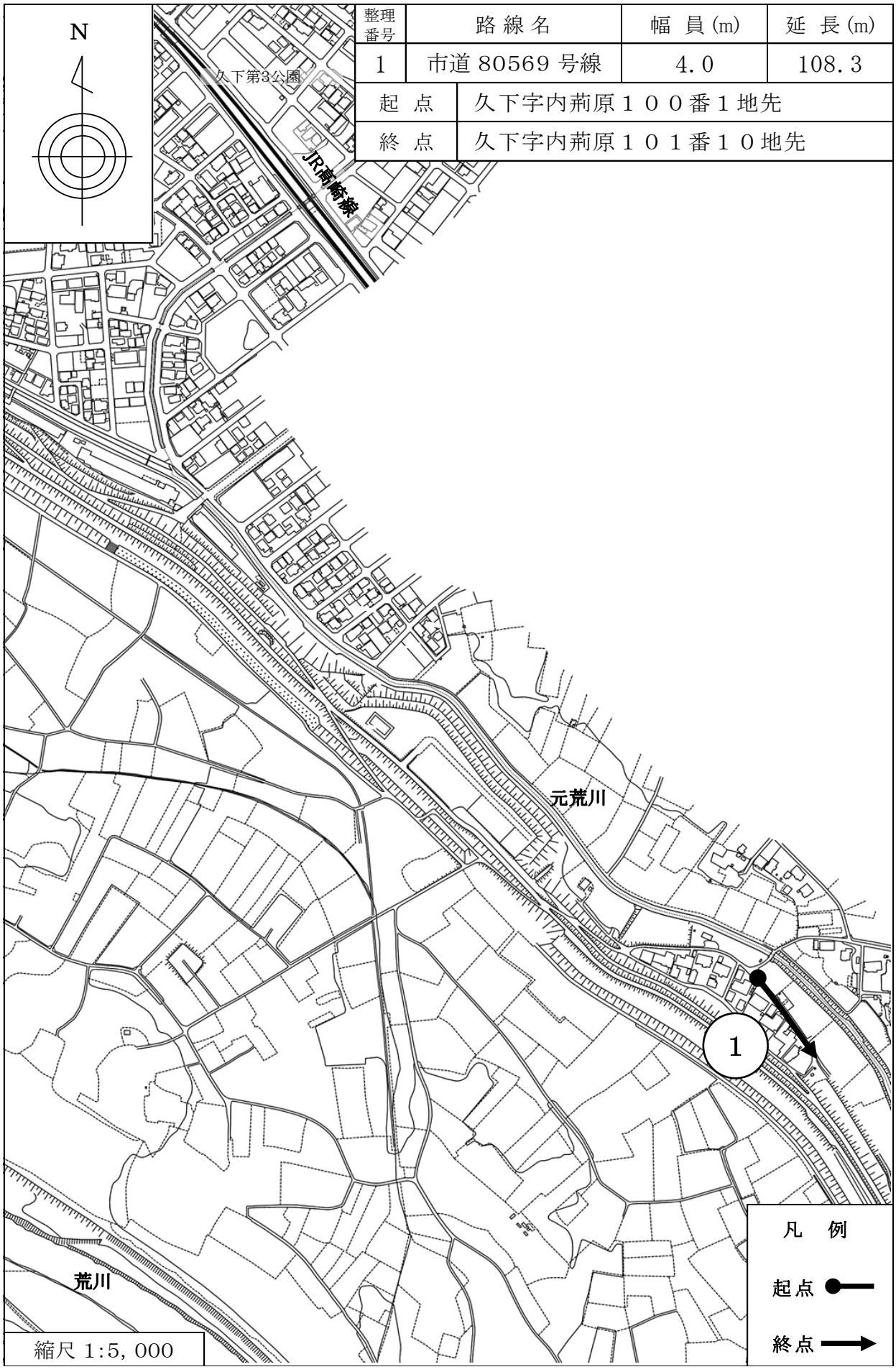

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
1	市道 80569 号線	4.0	108.3
起　点	久下字内荊原１００番１地先		
終　点	久下字内荊原１０１番１０地先		



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 江南7378 号線	6.0	123.5
起　点	押切字鍋山２６５２番１地先		
終　点	押切字鍋山２６５２番１６地先		

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
3	市道 江南7379 号線	6.0	32.2
起　点	押切字鍋山２６５２番１地先		
終　点	押切字鍋山２６５２番１２地先		

議案第　２６　号の参考資料

廃止路線調書・位置図

整理番号	路　線　名	廃　止　理　由
1	市道　10293　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため
2	市道　妻沼2058　号線	当該路線の道路用地を売り払うことで、申請者との協議が調ったため

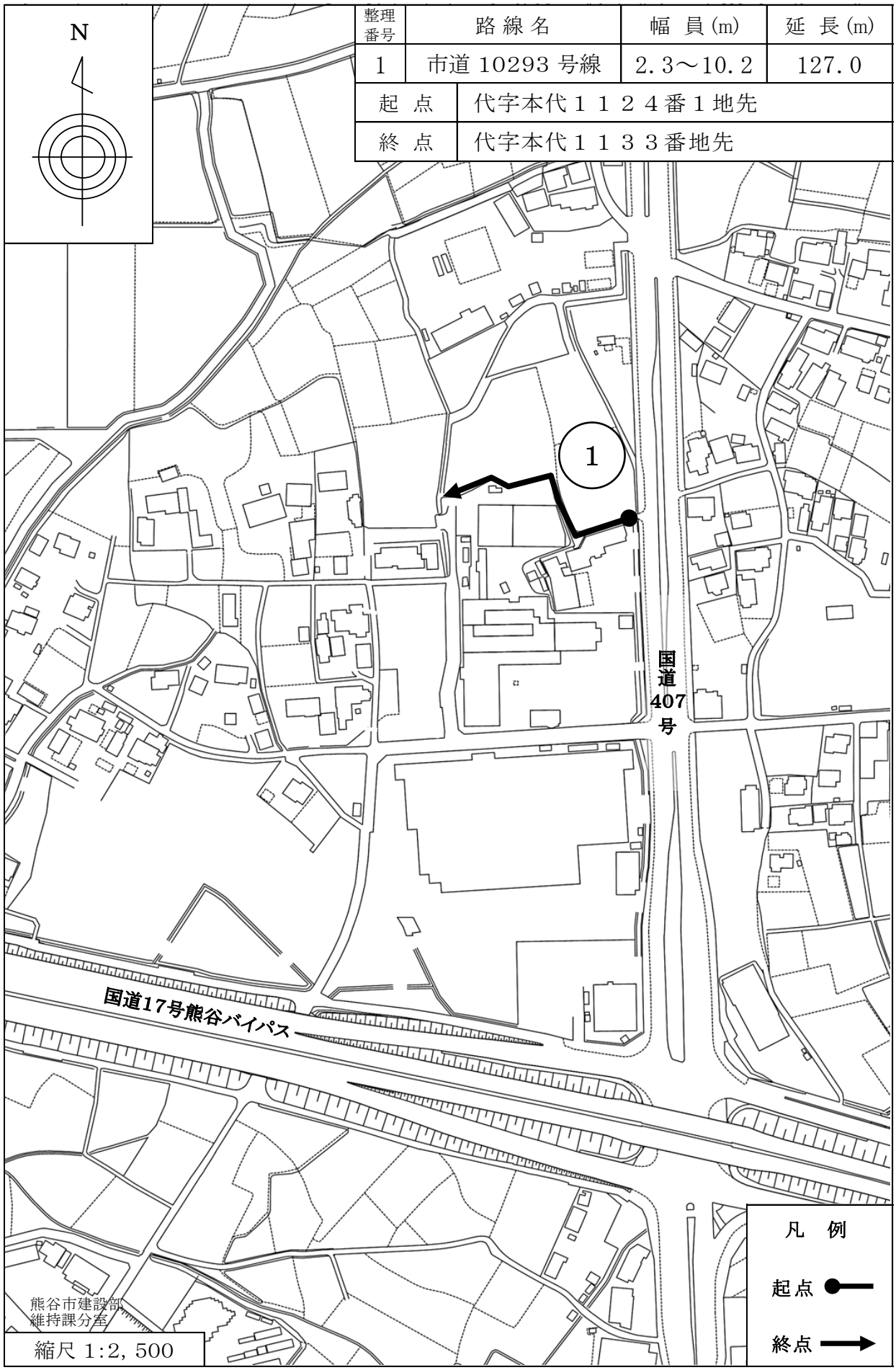
N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
1
市道 10293 号線
2.3～10.2
127.0
起点
代字本代１１２４番１地先
終点
代字本代１１３３番地先
1
国道407号
国道17号熊谷バイパス
凡例
起点
終点
熊谷市建設部
維持課分室
縮尺 1:2,500

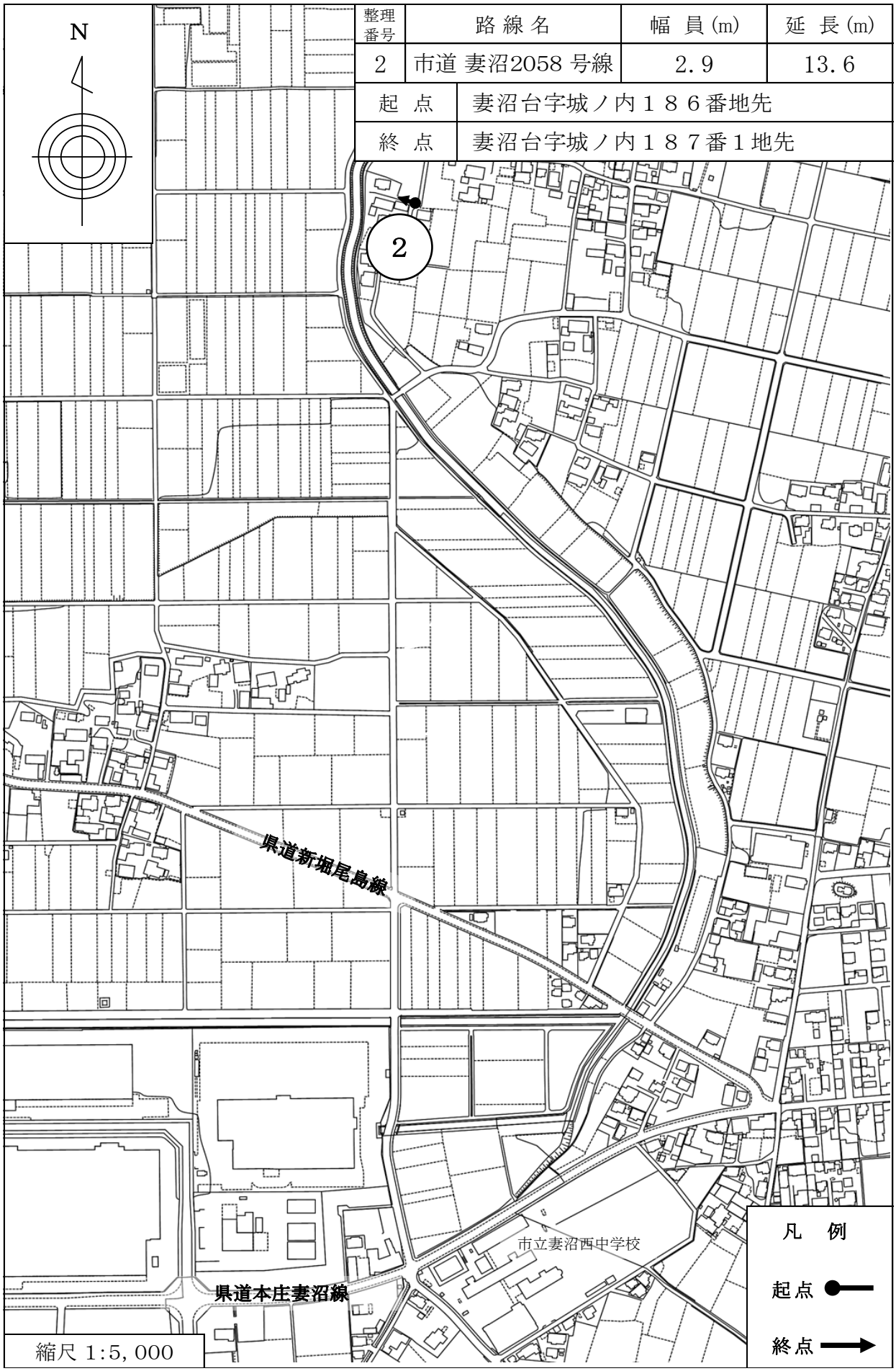

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 妻沼2058 号線	2.9	13.6
起　点	妻沼台字城ノ内１８６番地先		
終　点	妻沼台字城ノ内１８７番１地先		